

## 消除予定添加物名簿を作成する件

### ○消費者庁告示第十一号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の三第一項に規定する消除予定添加物名簿を作成したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

令和六年九月五日

消費者庁長官 新井 ゆたか

### 消除予定添加物名簿

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の三第五項の規定に基づき、本告示の公布の日から一年以内に既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）からの消除を予定している添加物の名称は、次のとおりである。

一 イナワラ灰抽出物（イネの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）

二 オゾケライト

三 グアヤク脂（ユソウボクの幹枝から得られた、グアヤコン酸、グアヤレチック酸及びβーレジン  
を主成分とするものをいう。）

四 グアヤク樹脂（ユソウボクの分泌液から得られた、αーグアヤコン酸及びβーグアヤコン酸を主成分とするものをいう。）

- 五 グッタハンカン（グッタハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
- 六 グッタペルカ（グッタペルカの分泌液から得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
- 七 ゴマ柄灰抽出物（ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）
- 八 ゴム分解樹脂（ゴム（既存添加物名簿（厚生省告示第百二十号）第百三十四号のゴムをいう。）から得られた、ジテルペン、トリテルペン及びテトラテルペンを主成分とするものをいう。）
- 九 シソ抽出物（シソの種子又は葉から得られた、テルペノイドを主成分とするものをいう。）
- 十 セピオライト
- 十一 ソバ柄灰抽出物（ソバの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）
- 十二 ソルバ（ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
- 十三 ソルビンハ（ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）
- 十四 胆汁末（胆汁から得られた、コール酸及びデソキシコール酸を主成分とするものをいう。）
- 十五 チルテ（チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

るものをいう。)

十六 ツヌー(ツヌーの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

十七 低分子ゴム(パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

十八 テオブロミン

十九 ナフサ

二十 ニガーグッタ(ニガーグッタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。)

二十一 ばい煎ダイズ抽出物(ダイズの種子から得られた、マルトールを主成分とするものをいう。)

二十二 ひる石

二十三 プロポリス抽出物(ミツバチの巣から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)

二十四 ペカンナッツ色素(ピーカンの果皮又は渋皮から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)

二十五 ベネズエラチクル（ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

二十六 ホホバロウ（ホホバの果実から得られた、イコセン酸イコセニルを主成分とするものをいう。）

二十七 マッサランドバチョコレート（マッサランドバチョコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

二十八 マッサランドババラタ（マッサランドババラタの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）

二十九 レイシ抽出物（マンネンタケの菌糸体若しくはその培養液から抽出して得られたもの又は子実体の培養液から抽出して得られたもの。）

三十 レッチュデバカ（レッチュデバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするものをいう。）

三十一 ログウッド色素（ログウッドの心材から得られた、ヘマトキシリンを主成分とするものをいう。）

三十二 ロシデインハ（ロシデインハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソプレンを主成分とするものをいう。）